

農地・農業水利施設を活用した主な流域治水対策の支援事業



令和8年4月
農林水産省
農村振興局

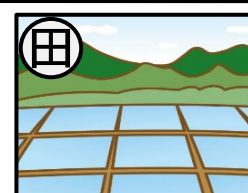
はじめに

- ◇近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害等に対し、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の着実な推進が求められています。
- ◇都市、市街地の近傍や上流域には農地が広がり、多くの農業用ダム、ため池、排水施設等が位置していることから、これらの農地・農業水利施設が持つ洪水調節機能等を有効に活用していく取組が必要です。
- ◇農林水産省では、流域治水の取組を推進する施設の整備から管理に至るまで一連の取組を様々な事業制度により支援しています。
- ◇この事業制度を行政機関のみならず、農業団体や農業者の皆様方へ紹介し、現場における流域治水の推進に寄与すべく、この冊子を作成しました。

流域治水の取組を推進する事業制度～施設の整備から管理まで～



- ①国営かんがい排水事業
- ②水利施設整備事業
- ③基幹水利施設管理事業
- ④水利施設管理強化事業
- ⑥国営総合農地防災事業



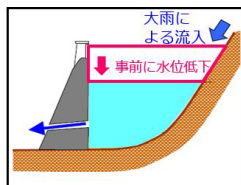
- ②水利施設整備事業
- ⑧農業競争力強化農地整備事業
農地中間管理機構関連農地整備事業
国営農用地再編整備事業
農地耕作条件改善事業
- ⑨多面的機能支払交付金

農業用ダムの活用

○大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。

○降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

○農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

〔排水機場と周辺の市街地〕

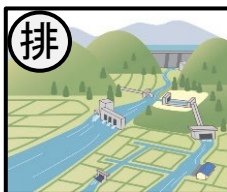


〔水路・クレーク〕

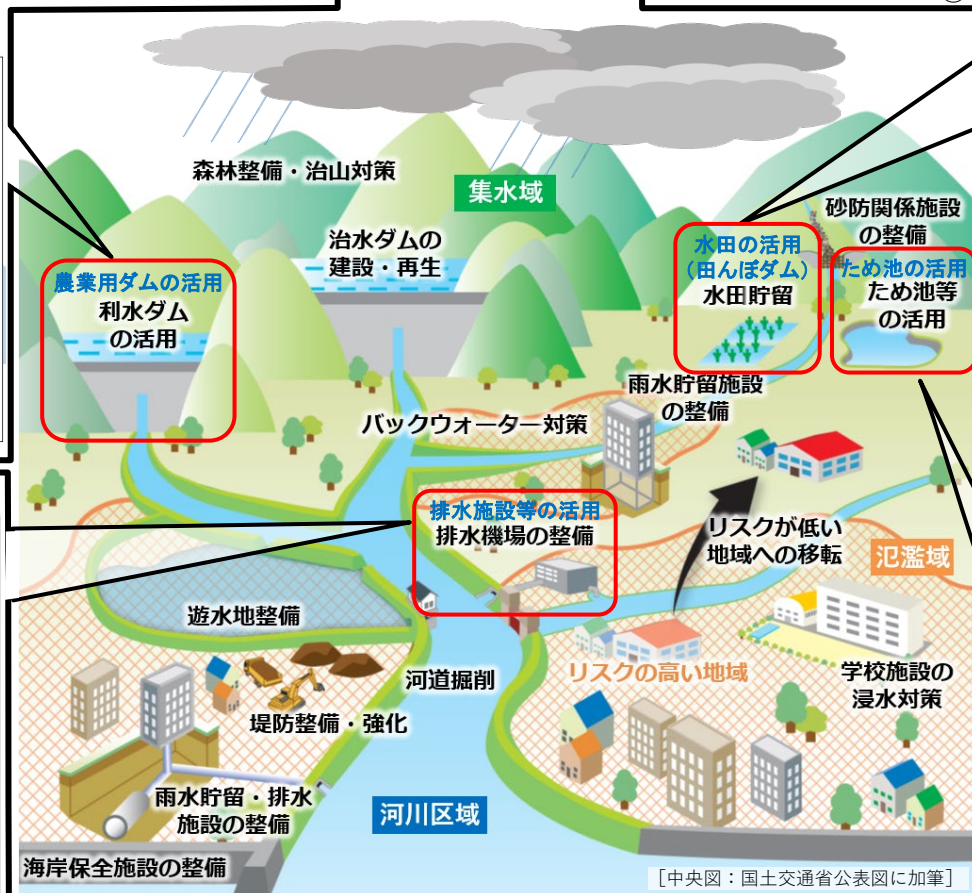


【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、水管理システムの整備等



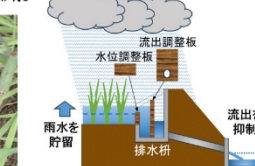
- ①国営かんがい排水事業
- ②水利施設整備事業
- ③基幹水利施設管理事業
- ④水利施設管理強化事業
- ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥国営総合農地防災事業
- ⑦農村地域防災減災事業
- ⑨多面的機能支払交付金



〔中央図：国土交通省公表図に加筆〕

水田の活用（田んぼダム）等

○「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって湛水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進、農地の保全

ため池の活用

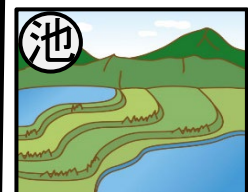
○大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。

○農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等



- ②水利施設整備事業
- ④水利施設管理強化事業
- ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥国営総合農地防災事業
- ⑦農村地域防災減災事業

① 国営かんがい排水事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用	事業 実施 主体	国
----	--	----------------------	----------------	---

■事業名：国営かんがい排水事業（国営流域治水対策事業）

■実施内容：

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能強化のための農業水利施設の整備並びに流域治水対策に資する農業水利施設の整備

※老朽化した排水施設の改修等については、国営かんがい排水事業の他の事業メニューでも実施可能

■実施要件：農業水利施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの
(1) 次のいずれかの要件を満たすもの

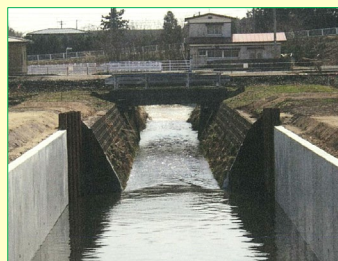
ア 治水協定を締結済み又は締結する見込み

イ 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は改定される見込みの水系で実施され、かつ、流域治水プロジェクトに本事業の対象施設が位置付けられた又は位置付けられる見込み

(2) 治水協定ダムの洪水調節可能容量の増大又は流域治水の取組の強化

(3) 受益面積が500ha（畑の場合は100ha）以上等

■国庫負担率：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%等



排水路の整備前
(排水能力 $Q=16.3\text{m}^3/\text{s}$)



排水路の整備後
(排水能力 $Q=45.0\text{m}^3/\text{s}$)

② 水利施設整備事業

目的		農業用ダムの活用 水田の活用「田んぼダム」 排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	--	--	----------------	-----------------------

■事業名：水利施設整備事業（流域治水対策型）

■支援内容：流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の整備（治水協定ダム、頭首工、排水施設、水位計等の水管理システム、「田んぼダム」の取組地域の用排水施設の整備等）

■事業メニュー：

①農業用排水施設整備（実施要件（1）～（3））

②堆砂対策（実施要件（1））

③緊急水管理システム整備（実施要件（1））

■実施要件：

(1) 次の全てに該当するもの

ア 治水協定を締結済み又は締結する見込みがある水系で実施

イ 洪水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備

ウ 緊急水管理システム整備事業については、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限り、治水協定により新たに整備を要するダム等

(2) 受益面積がおおむね200ha以上でそのうちの5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであり、流域治水プロジェクトが策定された水系等に該当する地域で実施するもの

(3) 次の全てに該当するもの

ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること

イ 計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること

■国庫負担率：農林水産省・北海道50%、沖縄80%、奄美65%等



排水路の整備



排水機場の整備

③ 基幹水利施設管理事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村
----	---	----------------------	----------------	-------------

■事業名：基幹水利施設管理事業

■支援内容：国営土地改良事業によって造成された地方公共団体が管理している施設のうち、大規模で公共・公益性の高い施設の管理に係る費用を支援

■実施要件：

ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、次の全てに該当するもの

一般型

ア 国により都道府県または市町村へ管理委託された施設

イ 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha以上（畑にあっては300ha以上）

ウ 非農地率概ね10%以上

エ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

■国庫負担率：

一般型：30%（流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3）



農業用ダムの管理



頭首工の管理

④ 水利施設管理強化事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村
----	---	--------------------------------	----------------	-------------

■事業名：水利施設管理強化事業

■支援内容：

（1）一般型

治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用を支援

（2）特別型：流域治水対策

ア 基礎的取組

流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用を支援

イ 追加的取組

治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む。）、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用を支援

■実施要件：

（1）一般型

ア 支援対象は、国営造成施設又は水資源機構営造成施設及びそれらの関連施設を管理している土地改良区等

イ 治水協定ダム、災害対策基本法又は水防法に基づき策定する都道府県の計画等に位置付けられている施設

（2）特別型：流域治水対策

ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

イ 治水協定が締結済み又は締結する見込みの水系で実施するもの等

■国庫負担率：（1）一般型：50%、（2）特別型：50%



排水機場の管理



排水樋門の管理

⑤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

目的		排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	---	--------------------	----------------	-----------------------

■事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業

■支援内容：防災減災対策（流域治水対策）

流域治水対策として、農業水利施設が持つ洪水調節機能等を発揮するために行う施設の整備等

■事業メニュー：

流域治水対策のために行う施設の整備等

- (1) 農業用排水施設整備
- (2) 危機管理システム等整備（水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の整備）
- (3) 附帯安全施設整備（防護柵、避雷針等の附帯施設の整備）
- (4) 管理体制強化対策（施設の操作規程や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査等で、上記（1）から（3）のいずれかのメニューと併せて行うもの）

■実施要件：

流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設、機能発揮に必要な施設等として、次の全てを満たすもの

- ・総事業費が200万円以上
- ・受益者（農業者）が2者以上
- ・工事期間が最大3年

■国庫負担率：農林水産省・北海道50％、沖縄80％、奄美65％等



水位計の設置



水門の電動化

⑥ 国営総合農地防災事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	国
----	---	--------------------------------	----------------	---

■事業名：国営総合農地防災事業

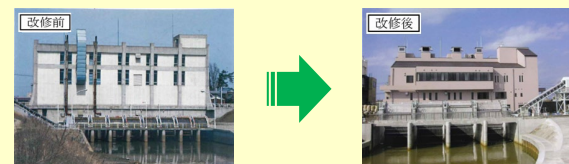
■支援内容：

- (1：豪雨災害対策型) 豪雨により排水能力不足が顕著となった排水施設の豪雨災害を防止するための排水施設の整備 [「排水施設の活用」に限る]
- (2：防災重点農業用ため池緊急整備型等) 地震若しくは豪雨又は劣化による防災重点農業用ため池の決壊等を防止するために行う防災工事

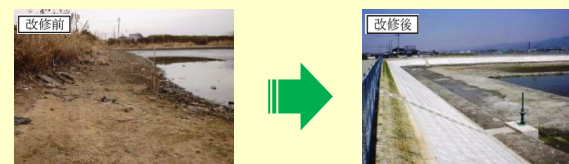
■実施要件（代表的なもの）：

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの
 - ア 受益面積がおおむね3,000ha以上
 - イ 総事業費がおおむね100億円以上
 - ウ 末端支配面積がおおむね300ha（畑の場合は100ha）以上
 ただし、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等の一定の要件を満たす場合にあっては、おおむね100ha以上
- エ おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業水利施設に関する被害額が当該地域の農業取得額の10%を超過した地域で実施
- (2) 防災重点農業用ため池及び当該ため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止、又は変更で、次の全てに該当するもの
 - ア 受益地がおおむね300ha以上、かつ、防災受益地がおおむね500ha以上
 - イ 対象となる防災重点農業用ため池の貯水容量がおおむね5千m³以上

■国庫負担率：農林水産省2/3、北海道75％等



排水機場の機能向上



ため池の法面改修

⑦ 農村地域防災減災事業

目的		排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	---	--------------------	----------------	-----------------------

■事業名：農村地域防災減災事業

■支援内容：・湛水被害等を未然に防止するために行う用排水施設等の整備
・決壊等による被害の防止や洪水調節機能の強化等を目的とした農業用ため池の整備

■事業メニュー：（１）用排水施設等整備事業（湛水防除事業）
（２）湛水被害総合対策事業
（３）防災重点農業用ため池緊急整備事業
（４）ため池洪水調節機能強化事業

■実施要件：

- （１）受益面積が30ha（畑の場合は20ha）以上、総事業費5,000万円以上等
- （２）受益面積の合計が20ha以上、過去10年間に２回以上の湛水被害が生じた地域であって、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等
- （３）受益面積が２ha以上かつ総事業費4,000万円以上等
- （４）防災受益面積7ha以上、総事業費800万円以上、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等

■国庫負担率：

- （１）農林水産省50％等、沖縄80％、奄美2/3等、離島60％
- （２）農林水産省50％等
- （３）農林水産省50％等、沖縄80％、奄美2/3等、離島60％
- （４）農林水産省50％等、沖縄80％、奄美2/3等、離島60％



農業用ため池の洪水調節機能を強化するための「洪水吐きスリット」設置状況

⑧ 農業競争力強化農地整備事業 ほか３事業

目的		水田の活用「田んぼダム」	事業 実施 主体	地方公共団体 等
----	---	--------------	----------------	-------------

■事業名：農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構関連農地整備事業

国営農用地再編整備事業

農地耕作条件改善事業

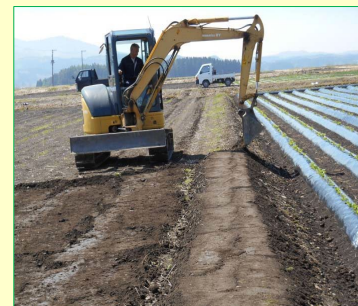
■支援内容：「田んぼダム」の取組の推進のために必要な畦畔、排水口、排水路等の整備を行う農地整備を支援

■実施要件：

次の全てに該当するもの

- （１）「田んぼダム」の取組等を定めた計画の策定
- （２）受益面積の５割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み
- （３）次のいずれかの流域治水対策を実施する区域
 - ア 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施
 - イ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施
 - ウ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの等

■国庫負担率：定額、50％等



畦畔の再構築



排水口の整備

⑨ 多面的機能支払交付金

目的	 水田の活用「田んぼダム」 排水施設等の活用	事業 実施 主体 農業者及び その他の者で 構成される 活動組織等
----	--	---

■事業名：多面的機能支払交付金

■支援内容：

- (1) 資源向上支払（共同）（加算措置※を含む）
「田んぼダム」の取組の推進のため、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置、畦畔嵩上げ、これらの維持管理等を支援
- (2) 資源向上支払（長寿命化）
老朽化が進む農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援

■実施要件：

- (1) 資源向上支払（共同）では非農業者の参画が必要 等
※加算措置（水田の雨水貯留機能の強化への支援）では次の全てに該当するもの
 - ア 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で「田んぼダム」を実施
 - イ 市町村による水田貯留機能強化計画の策定 等
（流域治水プロジェクトの計画等に「田んぼダム」の設置が位置付けられている地域は策定不要）

■交付単価：

- (1) 【資源向上支払（共同）】2,400円/10a（田・都府県）
※加算措置：400円／10a（都府県）
320円／10a（北海道）
- (2) 【資源向上支払（長寿命化）】4,400円/10a（田・都府県）



排水調整板の設置



排水路側壁嵩上げ

事業制度一覧

事業名	事業主体	国庫負担率	実施内容・支援内容等
①国営かんがい排水事業	国	2/3 等	・治水協定締結済み又は締結見込みの農業水利施設の洪水調節機能強化を図る整備 ・流域治水プロジェクトに位置付けられた又は位置付けられる見込みの農業水利施設の整備
②水利施設整備事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・治水協定締結済み又は締結見込みの農業水利施設の洪水調節機能強化などを図る整備 ・「田んぼダム」の取組地域における農業水利施設の基幹から末端までの一体的な整備 ・流域治水の取組の推進に資する農業水利施設の整備
③基幹水利施設管理事業	都道府県、市町村	1/3 等	・国営土地改良事業によって造成された地方公共団体が管理している施設のうち、大規模で公共・公益性の高い施設の管理に係る費用を支援
④水利施設管理強化事業	都道府県、市町村	50%	・治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用を支援 ・流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設で実施する流域治水の取組に要する費用を支援
⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・流域治水対策として、農業水利施設が持つ洪水調節機能等を発揮するために行う施設の整備等
⑥国営総合農地防災事業	国	2/3 等	・豪雨により排水能力不足が顕著となった排水施設の豪雨災害を防止するための排水施設の整備
⑦農村地域防災減災事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・湛水被害等を未然に防止するために行う用排水施設等の整備 ・決壊等による被害の防止や洪水調節機能の強化等を目的とした農業用ため池の整備
⑧農業競争力強化農地整備事業 農地中間管理機構関連農地整備事業 国営農用地再編整備事業 農地耕作条件改善事業	国、都道府県、市町村、土地改良区 等	定額、50% 等	・「田んぼダム」の取組の推進のために必要な畦畔、排水口、排水路等の整備を行う農地整備を支援
⑨多面的機能支払交付金	農業者及びその他の者で構成される活動組織 等	交付単価 共同：2,400円/10a等 ※加算措置 400円/10a 等 長寿命化：4,400円/10a等	・「田んぼダム」の取組の推進のため、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置、畦畔嵩上げ、これらの維持管理等を支援 ・老朽化が進む農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援

お問い合わせ先（電話番号）

- ・ 農林水産省 東北農政局 農村振興部 設計課 (022-261-8305)
- ・ 農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課 (048-740-0550)
- ・ 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 設計課 (076-232-4722)
- ・ 農林水産省 東海農政局 農村振興部 設計課 (052-223-4635)
- ・ 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課 (075-414-9513)
- ・ 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課 (086-224-9419)
- ・ 農林水産省 九州農政局 農村振興部 設計課 (096-300-6404)

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-8111（内線5516）

[Ver. 4. 2]